

～不屈の精神で立ち上がる事業者への支援～

中小製造業設備投資促進事業補助制度の創設

（予算額：5,000千円）

新型コロナウイルス感染症が世界経済に大きな影響を与える中、投資余力がある**中小製造業者の設備等の整備について最大50万円を支援**する補助制度を創設することで、市内経済の活性化を図ります。

● 制度の概要

対象者

市内にて営業する工場又は事務所を有する製造業者（日本標準産業分類に定める製造業。個人の場合は飛騨市民であること）等で、次の条件を全て満たす方

- 中小企業基本法に規定する中小企業であること
- 製造する商品、サービス等が公序良俗に反しないこと
- 市税等を完納していること

対象経費

- ① 機械・装置、工具・器具の購入、製作に要する経費
- ② 専用ソフトウェア・情報システムの購入・構築に要する経費
（サブスクリプション方式で、1年分を一括払いされるケースのみ
1年間を限度として補助対象と認めます）
- ③ 機械器具の改良・修繕又は据付けに要する経費

注意

下記のもの是对象となりません

- 市外の事業所で使用する機械、器具等
- 備品、汎用性の高い消耗品類（例：自動車、パソコン、カメラ等）
- エアコンの購入設置費
- 既存設備等の撤去及び運搬に要する経費

補助率

対象経費の1/2（上限50万円：下限10万円）

対象期間

令和2年11月2日（月）～令和3年3月31日（水）

● 申請方法

- 事業着手（事業経費の事前支払も含む）前に、補助金交付申請書及び必要な添付書類を提出してください。

注意 事業着手後の申請は補助対象と認められませんのでご注意ください。

- 補助金交付申請書は令和2年10月末以降、飛騨市ホームページへ掲載予定です。また、飛騨市役所商工課、各振興事務所窓口でもお渡しが可能です。

【問合せ先】 飛騨市役所 商工課 0577-62-8901